

政教分離

中山 勉

(阿部美哉「政教分離」『宗教学辞典』1973年版に続けて)

【旧版以降の展開】旧版発行に前後して、旧項目末尾で言及されている「制度的保障」に関するカール・シュミット論文の邦語全訳(1980年)がなされると共に、実務面では、政教分離の判断基準が米司法分野において提示され(1971年, 1984-85年)、日本の裁判例でもこれが取り入れられる、という新たな展開が見られた。

【制度的保障】シュミット論文、「ワイマル憲法における自由権と制度的保障」(*Freiheitsrechte und institutionelle Garantien der Reichsverfassung*, 1931)は、直接的にはワイマル共和国における私有財産権の確保を目的としたものであるが、そこに展開された「制度的保障」論は近代的な意味での政教分離を理解する上で重要な意味を持つ。1972年に邦訳が刊行されたシュミット『憲法論』(*Verfassungslehre*, 1928)に加えて本論文の完訳が出されたことにより、政教分離に関する議論の枠組みが明確となった。

制度的保障とは、それ自体は人権ではなく、一定の制度を保障することによって間接的に人権の保障に資することを目的とする憲法上の規定である。日本国憲法では政教分離の他に私有財産制(29条)、地方自治(92条)などがここに該当し、これらは〈制度として保障されている、人権実現のための手段〉として理解されている。これに対して政教分離そのものを人権と捉える立場からは、制度的保障説によると公権力と宗教の分離が曖昧になり易く、結果として権利の侵害に繋がるなどの批判がある。しかし信教の自由と政教分離を共に人権として構成すると、様々な場面において二つの人権の衝突が不可避とならざるを得ず、その調整のために深刻な問題を抱えることになる。

【政教分離の判断基準】公権力と宗教との分離の程度を判断する基準は、アメリカの判例法理として形成された。合衆国連邦最高裁は、1971年に判決された訴訟事例である「レモン対カーツマン」(*Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602 (1971))において、〈①公権力の行為は世俗的な目的を有し、②その効果が宗教を促進または抑圧するものでなく、③その行為は「政府と宗教との過度の関わり合い」を促進しない〉という三内容の判断基準を示し、これらの一つにでも反する場合、その行為は政教分離原則に違反するとの考えを示した(「レモン・テスト」)。さらに1980年代に入ると、〈その宗教を信じない者に、その者たちが政治的共同体の全き構成者ではないとのメッセージを送り、対して信仰者には仲間うちの者であるとのメッセージを送るかどうか〉を政教分離違反の判定基準とする「エンドースメント・テスト」を用いた判例(*Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668 (1984)/ *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38 (1985))も現れている。日本ではレモン・テストが「目的効果基準」として採用され、愛媛玉串料判決(最大判平9.4.2)では、

この基準を参照しながら、県知事による靖国神社への玉串料奉納について最高裁判所初の政教分離違反の違憲判決が出されている。

【政教分離の成立】 アメリカ合衆国憲法の修正第 1 条（1791 年）は中央政府による特定宗教の公認を禁止するが、各州における宗教の公認・公定は法文上は自由である。もともとは奴隷解放の実効を得るために制定された修正第 14 条（1868 年。法の適正手続を定める）を第 1 条にまで拡げて州政府をも拘束の射程に入れたのは、1947 年の連邦最高裁判決（*Everson v. Board of Education*, 330 U.S. 1 (1947)）が初めてとなる。同年には日本国憲法が施行されているから、奇しくもこの年に、米日両国において制度的保障としての政教分離がそれぞれ判例法、制定法として成立したことになる。ライシテ（*laïcité*）と呼ばれるフランスの政教分離も 1905 年の「政教分離法」を経て 46 年の第四共和制憲法から最高法規に明記されており、これらから現在いわゆる政教分離が実は歴史のごく新しいものであることが分かる。尚、この文脈で頻繁に引用される「国家と教会の分離の壁」という米国起源の言葉は、合衆国憲法の修正条項制定に関わりを持たないトマス・ジェファーソンがダンベリー・バプティスト協会という私的な宗教団体に宛てた私信（1802 年 1 月 1 日）中の文言を、上記エバーソン判決のブラック判事などが部分的に引用したものに過ぎず、歴史的・法的な意義を持つものではない。

【ライシテ】 フランスの政教分離は特にライシテと呼ばれ、独自の「共和主義／普遍主義」に淵源を持つと説かれることがある。ライシテは時に宗教に対して好意的でないとも言われるが、これは大革命期の「非キリスト教化」の素朴な印象を延長したものに過ぎず、実際はロベスピエールをはじめとする革命指導者も宗教一般に対して敵対的態度を採ったことはない。フランスでは現在、イスラム教をも含む私立の宗教学校への予算措置がなされ、オー・ラン、バ・ラン、モゼルの三県では宗教の公認すら可能である。公的空間におけるムスリマのスカーフ着用禁止に伴う議論もひとりフランスに限られるものではなく、これを特異な現象として捉えることはできない。各国における歴史的沿革は異なるにしても、制度的保障としての政教分離は信教の自由の確保のために同様の機能を期待されているのである。

【信教の自由との関係】 政教分離は信教の自由と密接に関わっているが、上記のスカーフ問題に見られる如く、公的な場から個人が宗教的表徴の排除を命じられる場合などに、両者が対立の様相を見せることがある。しかし「人権」が公権力と構成員の契約によるものであり、近代立憲主義が公私の峻別を基盤としながら私的領域の自由を追求するプロジェクトであることに充分鑑みるなら、信教の自由は公共の場における政教の分離を可能な限り徹底してこそ良く保障されうると言うことも可能なのである。

【参考文献】

- 芦部信喜『宗教・人権・憲法学』，有斐閣，1999 年
 阿部美哉『政教分離』，サイマル出版会，1989 年
 金子宏他編『法律学小辞典』，有斐閣，2000 年
 瀧澤信彦『国家と宗教の分離』，早稲田大学出版部，1985 年
 長谷部恭男『憲法』，新世社，2008 年

- 松井茂記『アメリカ憲法入門』，有斐閣，2008年
- シュミット，C. 「ワイマル憲法における自由権と制度的保障」（佐々木高雄訳『人権の憲法判例』成文堂，1980年）
- マチエ，A. 『革命宗教の起源』（杉本隆司訳），白水社，2012年
- Farish, L. *Lemon v. Kurtzman*, Berkeley, Enslow Publishers Inc., 2000.
- Kelly, A. H. and Harbison, W. A. *The American Constitution : Its Origins and Development*, 5th ed. New York, Norton and Company Inc., 1976.
- Kennedy, E. *A Cultural History of the French Revolution*, New Haven, Yale U.P., 1989.